

規制改革会議 地域活性化TF

議事概要

1. 日 時：平成20年10月28日(火) 16:30～17:30

2. 場 所：永田町合同庁舎1階 第2共用会議室

3. 議 題：環境省ヒアリング
「鳥獣捕獲について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査、安念委員

【環境省】

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長 吉野示右

〃

室長補佐 久保芳文

〃

狩猟係長 澤 邦之

事務局 それでは、ほぼ定刻ですので、ただいまより「地域活性化TF」を始めていきたいと思
います。

本日は、中間とりまとめで鳥獣捕獲に関わる規制ということで、有害鳥獣の許可捕獲制度及びカ
ラスの卵の捕獲に係る手続の簡素化に関して記載させていただきました。今回、改めて環境省さん
から再度御意見を伺いたいと思っています。

具体的には、事前に議事次第に挟んでおりますとおり、年末答申に織り込みたいと考えている内
容を添付資料御参考のとおり、お示しさせていただいております。それに対する御意見を環境省さ
んからお伺いした後、双方で課題に対する解決策を模索していきたいと思っております。

では、説明をよろしく願います。

吉野室長 失礼します。鳥獣保護業務室の吉野でございます。

御指摘は、カラスの卵等の捕獲については事後報告制度を認めるなど、弾力的な運用を図るべき
であるということでした。

環境省といたしましては、お配りした3枚資料の2のところ意見を書いているんですけども、
基本的に野生鳥獣というのは無主物で国として保護しているものであるという建前がございます。
基本的に鳥獣保護法上、捕獲する鳥獣については、しっかりと理由を把握してやりましょうという
ことをやっております。

いろいろと捕獲するときの許可基準を都道府県知事が定めるということになっておりまして、事
後報告制度は、安易に捕獲が行われるおそれがあることや、野生鳥獣の捕獲についての被害の程度
や捕獲手段の妥当性を客観的な確認を行わないまま行うということは、鳥獣保護法上認められない、
根本的な枠組みを逸脱してしまうおそれがあると考えております。

事後報告制度というのが法律上ないんですが、カラスの卵の採取等の手続の簡素化という点だけ

をもって、事後報告制度を入れるというのはなかなか難しいのではないかとことです。

また、カラスの問題については、都会に出るのはハシブトガラスと言われるもので、ジャングルクロー、いわゆる昔でいうと森林性のカラスでございます。都会のビルを森林に見立ててそれに適用してきた種でございます。

こういったカラスについては、卵の採取をすることによって解決するものでなくて、地域の実際に出たごみを彼らの届かないところに置くとか、またカラスの計画的な個体数調整などを通じて取り組むことが必要ではないのかと思っております。

カラスというのが結構危険な鳥であるということを皆さん知らない。カラスのそういった生態について十分な知識を有していない人が安易に手を出すと、けがをするおそれがある。

巣を除去した後も、実は卵を抱えるような、いわゆる抱卵期のカラスというのは非常に興奮しやすく、巣をとっても、その巣があった場所に近づく人を敵とみなして襲うということがよく報告させています。カラスの頭がいいというのは御案内のことかと思いますが、そういったこともありますので、やはり巣をとるのは適切な業者にやらせるべきであろうということです。簡単に許可をして、気軽に住民がやってけが人を増やすということは、我々としては望んでいないということでございます。

環境省の対応方針でございます。では何をできるのかというところでございますけれども、効果的なカラスの被害対策のためにも、先進的な取組みが行われている自治体の事例を紹介するとともに、そこが行っている捕獲申請・許可に係る手続、要するに簡便でやって処理できるやり方を既にやっている市町村、都県がある。そういったものを知らしめることによって、効率的で安全な被害対策を進めていきたいと思っております。

2枚目、有名なのは石原都知事が一時カラスに負けられて、東京都は一生懸命カラスの駆除をやっております。そんな中、1は東京都の事例でございますけれども、東京都の有害捕獲というのは、スペシャリストの業者に対しては事前に別に出せる。半年間、その業者に、あなたはカラスの巣とかその他の駆除をやってもいいですよという許可を出しておけば、東京都の場合そういった業者を50社ぐらい登録している。何かあった場合には、その業者を紹介して、その業者はもう許可を持っているわけですからすぐさま取り除くということをやっております。これが東京都のやり方。

もう一つは、神奈川県横浜市のやり方です。ここも同じで、市と協定を結んだしっかりした業者については、3か月の捕獲許可を出して3か月ごとに更新するということです。横浜市に住んでいる人が何とかしてくれといった場合には、その業者を紹介する。この場合、実は東京都の場合は単に紹介するだけで費用負担はしないんですけども、横浜市の場合は半額負担をしまして、半額程度のお金で除去しているということです。

2番目のところは、東京都の豊島区という区の例です。豊島区については、ここも同じように通年で委託契約する業者がいて、カラスの捕獲の事業を行ってまして、ここは区が全額出していて、ある一定条件下の巣に関しては、区に申請すると区が業者に連絡をしてとるという制度を行っております。

これ以外に、参考までに付けているのは、東京都は先ほど言いましたとおり、いろいろとカラス

が多かったせいか、個体調整というのを望んでおりまして、19年度で1万羽の捕獲を行っている。こういったことを通じて、13年度に3,800件ぐらいあった苦情が、今はもう900件以下に減っているということで、こういったものと合わせなければ、どちらにしろそういった被害対策というのはなかなか進まないのではないかと思います。

あと、ハシブトガラスの生態について、簡単に残り1枚にまとめてあります。先ほども言いましたけれども、日本には5種類いるみたいなんですけど、有名なのはハシブト、ハシボソ、ミヤマでございます。コクマルとワタリはごく少数で、これは渡ってくるカラスでございます、山の中にしかいません。市街地にいるのは主にハシブトということでございます。先ほども言いましたが、森林性の野鳥で、都市のビルを森林に見立てて、都会で適応してきたものでございます。雑種性でございます、繁殖期は7月、4月ごろ営巣を始め、5～7月にひなを育て、7月に巣立ちをすることでございます。

「3. 都市域におけるカラス被害」なんですけど、の1つ目はアメニティの問題ですけども、の2つ目、人への威嚇、攻撃の問題。繁殖期に一部のカラスが行う。カラスが群れで人を襲うことはほとんどないということでございます。卵を抱いたり、ひなを育てる時期に近づく者に対して攻撃することがたまにあるということでございます。ただ、このハシブトガラスは、普通、えさをとりにくるのは都会なんですけど、巣をつくるのは大体森林に戻るんです。だから、東京都の場合も、御苑に行ったり、要はそういった緑地のところに行く。そこで集団で営巣をするというのが普通でございます。

カラスの被害対策についてはそこに書いてありますが、計画的な個体数の調整が必要であろうということで、むやみなものについてはいかがなものかということです。

一番最後のところに、ではカラスはいきなり襲ってくるのかということについて、専門書を見た際に、やはり事前に威嚇行動というのがあられるわけなんです。まず、人が巣に近づいてくるとじっと見る。存在を誇示するために鳴く。その後、旋回したり周りの木にくちばしをこすりつけたり、小枝を折ってその小枝を落としたり、最後にごった音で鳴いて、その後に攻撃する。何でこういうことをするのかというと、大抵の場合は、巣を見てしまった場合というのが一番多いそうです。

ただ、巣を上から下に見下ろした場合が一番攻撃されやすいんですけど、では逆に高いところから巣を見た場合だけ攻撃されるのかということもそういうわけでもなくて、営巣しているところにあるカラスに注意をやると、カラスも意識してしまう。そのときに相手の服装を覚えて、それが不審だと思えば攻撃する。カラスの巣を除去した人も次の日に襲われることがたまにあるそうですが、そのときは同じ服装をしている場合は襲ってくる。そういう記憶力がいいということです。

ですから、基本的にはこういう庭の木に営巣するというのは、私どもとしてはそれほどないケースだと思っています。というのは、先ほども言いましたとおり、森林性のカラスなので、営巣するのは森林の中、いわゆるある程度の緑地のあるまとまりの中でやる。たまたまそういう営巣をするものがある。そういったものについては、専門の業者で手当てしないと、けが人を増やすわけにはいかないと思っています。

私どもの考えは以上でございます。

このやり方については、私どもが通知という形でこういうやり方がいいのではないのでしょうかというお知らせをするのは、全然やぶさかでないと思っております。

米田主査 どうもありがとうございます。では質問をよろしいでしょうか。

まず、カラスについて個体調整が必要だとお考えですか。

吉野室長 個体調整というのは、都道府県なりが必要だと思った場合に出てくるものでございます。その場合は、鳥獣保護法に基づく特定計画なりを立てていただいて、どれくらい生息があって、そこに実際はこれくらいしか生息しないだろうというときに調整を図るということでございます。いわゆる地域ごとの判断です。だから、その特定計画というのは、必要があれば立てるもので、それは都道府県が判断することと考えております。

久保室長補佐 今のをもう少し詳しく御説明させていただきますと、この野生鳥獣の捕獲の許可というのは、基本的に被害を受けた場合、その被害が発生したという事実をもって許可を出すというのが基本なんですけれども、近年、地域的に著しく数が増加したために、農作物被害とか、こういったカラスによる生活環境被害とか、著しく増加した場合は、そういった生息状況とか被害の実態とか、年間を通じてどのような鳥獣が生活経過から移動しているとかというのを科学的に調査しまして、そのエリアではどの程度生息密度があって、どれくらいの被害が上がっていて、その被害を抑えるためには、密度をどこまで落とす必要があるのかというのを私どもは個体数調整と呼んでいます。

要は被害の程度を抑えるためには、どの程度の密度、生息数まで落とすべきかというのを、科学的に当然大学の専門家とか研究機関の意見を踏まえた上で目標を設定しまして、計画的に捕獲していく。原則は被害を受けないとだめなんですけれども、著しく増えて被害が甚大な場合には、被害を起こさない数まで先に個体数を調整していくという計画制度がございます。

更に、特定計画制度というものなんですけど、これは鳥獣保護法に平成 11 年度から制度化された仕組みなんですけれども、その場合も、いわゆる被害を抑えるためには、個体数を減らすだけでは当然だめですので、私どもは3つの3本柱と申しておりますけれども、個体数を減らす、これは個体数管理という考え方。

もう一つは、防除対策。被害を受ける方もフェンスでありますとか、鳥ですとああいう大目玉のバルーンを割るくらい。被害を受ける方も、野性鳥獣から被害を受けにくくする環境づくり、または糸を張ったりして近づかない、そういった防除対策。

もう一つは、人の生活エリアに野性鳥獣が出没するわけですから、本来の生息環境を改善することによって、人里まで出没しなくても本来の生息環境で安心して野生鳥獣が暮らしていけるような生息地環境整備。この3つを総合的に実施することによって、被害を軽減していこうという都道府県知事が任意に策定できる制度がございます。そういったことで近年、地域的に著しく数が増加して被害が発生している鳥獣については対策をとっていこうということで、都道府県等に通知を出しているところでございます。

米田主査 その場合、カラスについてはどのくらいの都道府県がそういう計画とかを策定しておられるんですか。

久保室長補佐 実態はゼロでございます。というのは、まだ都道府県がカラスの被害については、はっきり言ってそれほど被害と認識していない実態がある。この特定鳥獣対策計画で計画がつけられている鳥獣というのは、鹿、猪でございますとか、ニホンザル、カワウの除去。こういった、いわゆる産業面で甚大な被害が年間で農作物被害で 200 億円に推移していると言われていたんですが、そういったものを主体に対してつけられているんですけども、カラスについてはつけられていないのが実態です。それほどカラスについては、今、申し上げた猿とか猪とかに比べて、物すごく数が増えて、甚大な被害実態があると都道府県の方は認識していないのが実態だと考えております。

米田主査 そうすると、今おっしゃった、都道府県ごとに定めることができる特定の計画というのをつくっている都道府県はまずいないということですね。

久保室長補佐 はい。

米田主査 では、そういう特定の計画がない場合に、カラスの駆除といっても、カラスは今、確かに産業面における被害が特定計画では大きなウェートを占めるということはわかりました。しかしながら、カラスにおける被害というのは、都市でなくても、地方都市でも生活面での被害というのを受けている国民は多いと思います。

久保室長補佐 それについて、先ほど配付しました今回の 2 ページで、すべての都道府県ではないんですが、ある程度被害の実態が多そうな都道府県に、こういった先進的な取組みの事例の聞き取り調査を私どもでしたところなんです。出てきました事例というのは、東京とか神奈川、いわゆるこういう都会での実態で、ほかのところは従来のやり方に対応している。被害を受けて申請して、その都度許可を出して捕獲する。何ですかと言ったら、それで十分対応できているので、特に必要とは思っていませんと答えた県がほとんどだったんです。

米田主査 県に聞かれたんですか。

久保室長補佐 許可は市町村が出している場合もありますけれども、当然、市町村の実態とかも調べてくださいとか聞いたんですけれども、そういった回答だったんです。

米田主査 ただ、こちらの方でも少し調べさせていただいているんですけども、私どもは県の方に聞いているというよりも、市町村の方に聞いてみているところによりますと、例えば確かに東京とか横浜のように大きな大都会では、専門の業者の方がおられてそういう方に頼んで駆除していただくということはあるんですが、地方都市ですとか、大きな都市ではないところでは、実はカラスの被害というのは多いわけです。

専門の業者がないところの市町村では、駆除してほしいという要望は高いんですけども、駆除については自治体で行わないで自己責任が原則である。今度は、ただ、そうは言っても専門の業者がないので、例えばカラスの卵を見つけても申請しなければいけないということで、申請するとすごい長いこと待たされるし、自分でやらなければいけないか、あと巣立ちまで我慢をしなければいけないかということで、すごく対応に苦慮している。結局、駆除ができないということで困っている住民が多々あるということで、多くの苦情が寄せられているということもこちらは聞いているんです。

久保室長補佐 それは許可まで期間が長いとか、実態は規制でなくて運用面でのところもかなり大きいのではないかと。本来であれば、迅速に許可できる仕組みになっておりますので、そこら辺の実態としては、うまく運用すれば対応が可能かと考えます。

米田主査 これは許可できる実態とは書いてございますが、専門の業者の方が事前に、例えば東京都でしたら半年間の許可をもらっているとか、横浜であれば、3か月の捕獲許可を取っているということでありませぬ。それはある程度人口集積があつて、専門の業者の方がそれで仕事が職業として成立するような場合はそれができるんだけれども、多くの市町村においては、そういう専門の業者がいるほどの人口集積のない地域の方が、日本は圧倒的に多いのではないですか。

澤狩獵係長 ちなみに、ここの横浜市の例でもそうなんですけれども、専門の業者さんというわけではないんです。メモに書いていますけれども、許可を受けていらっしゃる業者さんは、要するに造園業者さんとか土木業者さんとかです。専門の業者という、いわゆるベストコントロールという者になるんですけれども、ベストコントロールさんになると、東京都とか大都市近郊にはなかなかない。ただ、専らこの手のものは、はしごをかけて登ってとるという作業なので、造園業とか土木業さんがやっていたらいいというものがほとんどだと思います。ですので、専門業者がいなくて、全然対応できないかということそうでもないと思うんです。要は仕組みづくりの問題だとは思いますが。

久保室長補佐 造園業だったら土木業者だから専門の知識を持っているかということではなくて、当然、許可を出す上でいろんな研修とか、カラスの生態等についての研修を受けた者であるとか、そういった知識を有している者がいる場合について許可が出されていると思います。

米田主査 それは事前にある程度の枠をいただいているという話なんですか。

久保室長補佐 枠というか、許可するかしないかについては都道府県とか市町村の判断なんです。

米田主査 事前に捕獲許可をとってれば、その人たちは事後通告で捕獲ができるわけですか。

久保室長補佐 そうです。事後通告というか、事前に許可ができるという判断をして捕獲ができるということです。

米田主査 見つけた場合、それは瞬時にできるわけですね。

久保室長補佐 そうです。

吉野室長 だから、専門の知識をある程度認めているからなんです。巣を取るときに、そういったどういふことに気をつけてやらなければいけないかというのがわかっている人だから、けがをしないでできるわけです。カラスに襲われる可能性もわかっている人にやらせたいということなんです。そういう人たちには、事前に何か月間の許可をおろすということです。

米田主査 では、例えば個人の方で、地方でカラスに困っておられて、近くにそういう専門の方もいない人が知事あてに申請を出して許可を得るということは、普通の人だと得られないんですか。

久保室長補佐 制度上はできます。

吉野室長 可能は可能なんです。ただ、そのときに、多分気をつけましょうということをおっしゃるといいます。というのは素人ですね。だから、その人に出すときには、その人にカラスの生態についてまずレクをしなければいけなくなるんです。

久保室長補佐 こういった危険性があるので、やるときは例えば頭とか襲われないようにちゃんと帽子とかをかぶってとか、そういうことを前提に許可を出される。もしくは猟友会員とかを紹介してあげて、その人たちにとってもらうようにしたらどうですかとアドバイスを出すとか。

吉野室長 結構高いところにある木の上にはできますから、素人の人がはしごをかけてやるというのはいかなものかと思います。だから、多分造園業者さんとか、土木業者さんが高いところの作業に慣れているので、中心になるんだと思うんです。

澤狩猟係長 あと一番大事なのは、本当に被害が出ているのかというところをきっちり確認しないと、被害を与えていないカラスまで駆除すると、先ほど申し上げたような問題が発生する可能性があるんです。だから、被害を与えている個体を特定して、あいつが悪いということが確認できた上でとるということをしないといけないんです。ある程度知見もある業者は、そういう経験もあるから、ああいうものについてはこうしたらいいとかという正確な判断ができるんです。ただ、むやみやたらに卵を落として何か問題が解決するかというと、そうでもないというのが一番大きいところなんです。

安念委員 例えば私が山林か何かを所有していたとしまして、はしごに登るのは人よりも得意である。自分の所有している山林の樹木の流木の上にカラスの巣を見つけた。そうすると、卵を落とすのは自分の土地の上だから、卵だって私のものだろうと言って落としてはいけないんですね。

久保室長補佐 そうです。住宅地の家に木にあって、絶えず数mの近接した状態で被害があるということであれば許可を検討すると思いますけれども、いわゆる山林ですね。

安念委員 いずれにせよ、山林でも住宅でもいいんだけど、自分の所有地なんだから、言わば所有権の作用として、卵を落としていいということにはならないわけですね。

久保室長補佐 ならないです。

安念委員 その場合はそうであっても、卵を落とすなり何なりの行為は許可を受けなければ、適法には成し得ないということですか。

久保室長補佐 捕獲、殺傷ということでございますか。

安念委員 はい。

吉野室長 カラスも生態系の一員であることは間違いありません。スカベンジャー、いわゆる死肉を処理してもらって。森の中であれば、当然動物たちが死んだときに土に返るのを促進させるという役割を担っている。カラスだからといって全部駆除するものではないという考えです。

安念委員 それはそうでしょう。私もそれは当然だろうと思います。

吉野室長 だから、山の中の巣の話というのはほとんど出てこないし、私どもは想定していません。多分そういうことはないだろうと思っています。

安念委員 その場合、今、法令集がないので、法令そのもののありようを伺うのは大変恐縮なんですけれども、ここでいう許可というのは古典的な行政法的な言葉を使えば、警察許可ということになるんですか。

久保室長補佐 警察許可というと、違反した場合に罰則があるかどうかということですね。

安念委員 そういう意味ではなくて、要するに本来は自由であるべき行為を、法律で一律禁止し

て特定の要件が備わった場合に解除するということは何を意味するかというと、解除するというのが許可をするということだけでも、その解除するについては行政庁の裁量があるんですか、ないんですか。

久保室長補佐 鳥獣保護法上は、たしか8条だったか、いわゆる野生鳥獣は原則捕獲してはならないとなっている。

安念委員 そうでしょうね。

久保室長補佐 ただし、例外として捕獲できる場合が、申請をして許可を得る場合。もしくは狩猟で行う。捕獲許可を受けている場合も、目的は有害捕獲といって農林水産業とか生活環境被害が実際に起こっている場合。もしくは学術研究用で捕獲して研究する必要がある場合とか、幾つかの限定的な目的に限られて、その場合に申請して、ちゃんと申請目的どおりの許可なのかどうかを判断して、許可を出すという仕組みになっております。

安念委員 そのときに、捕獲をしたいと言っている人のスキルというのは、法律上の要件になっているんですか。

今おっしゃった学術研究の鳥獣の云々その他、環境省令で定める目的、だからこれはこの目的でないといけないんですね。

久保室長補佐 はい。

安念委員 それで、そのスキルはどこに書いてあるんですか。

久保室長補佐 スキルは、環境大臣が告示する基本指針というのがございまして、その基本指針の中で、許可を受けて捕獲する場合には、原則として狩猟免許を有している者が捕獲に従事してくださいとなっています。

安念委員 この指針は何を根拠に、委任があるんですか。

久保室長補佐 捕獲許可基準というのは、都道府県知事が鳥獣保護法に基づいて定める5か年間の法定計画でございます。現在は、昨年4月16日から5か年間の第10次鳥獣保護事業計画というのが全都道府県で行い、その知事が定める鳥獣保護事業計画の中に、許可権限者は知事ですので、捕獲許可申請が出てきた場合の捕獲基準を知事が定めなさいと書いてあります。

その捕獲基準については、どういった基準を設定するかということについて、環境省としてこのような捕獲基準がよろしいかと基本的な考え方を示している。それが環境大臣の定める基本指針で環境大臣が告示しておこなうというものです。その中で、捕獲に従事する者については、専門的な知見を有する者であって、基本は普通、猪とか鹿とかといったものなので、原則として、狩猟免許を持っている者が従事すること。申請はだれでもできます。ただし、申請してだれにとらせるか。狩猟免許を自分で持っていれば自分でもとれますし、うちの畑が被害を受けているのでとりたいたすという場合については捕獲する人は知り合いのだれそれさんをお願いする。その人は狩猟免許を持っているので、この人を従事者として捕獲を許可してくださいというような申請が出てくるという仕組みになっています。

安念委員 だけど、狩猟免許を持っていなければならぬと許可の条件というか要件にするというのは、この法律のどこを読むと読めるのか。

澤狩猟係長 今のお話で、鳥獣保護法で捕獲許可を得るときに大きく2つの要件があります。鳥獣の保護や生態系に重大な支障を及ぼすおそれがあるかどうかという観点と、もう一つは、人の安全や住民の静穏の保持の観点です。

安念委員 3項ですか。

澤狩猟係長 鳥獣の保護の観点は、第3項2号です。住民の安全の確保や住民の静穏の保持に支障がある場合は同項第4号です。

安念委員 今おっしゃったのは法律ですか。

澤狩猟係長 法律です。

安念委員 法律9条ですか。

澤狩猟係長 9条です。

安念委員 9条の何項ですか。

澤狩猟係長 法第9条第3項。

安念委員 3項。手持ち資料には3項が出ていないのか。

米田主査 住民の何ですか。

安念委員 ごめんなさい、環境六法を拝見してもいいですか。済みません、こちらが用意しておかなければいけないのに申し訳ない。恐縮です。

9条3項で、前項の許可の申請が、次の括弧のいずれかに該当しなければならないと書いてありますね。「しなければならない」だから、しなければならないんです。つまり、何かの資格がないと許可を受けられない。

澤狩猟係長 ご指摘の許可を受ける際の狩猟免許を必要とするかどうかについては、法律に根拠が明記されているわけではありません。その大元の考え方が法律に書いてあって、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがない場合と、住民の安全、静穏の保持の確保の2つを法律の中で求めているんです。それは、例えば猪とかを駆除するときに、住民の安全を確保するというのは、すなわち狩猟免許を有していることだとか、そういう要件を基本指針で定めているわけです。その法律に書いてある事項をより詳細に書いてあるのが基本指針だと考えていただければと思います。

久保室長補佐 あと法律上は、第4条をごらんください。鳥獣保護事業計画が先ほど申しました、都道府県知事が5年ごとに定める法定計画でございます。この計画事項の第4条2項4号、第9条1項の許可が捕獲許可の条項でございます。許可に関する事項というのは、許可基準をここにちゃんと定めなさいということです。

安念委員 こう書いてあるからといって、許可基準をこの計画でつくれるものか。

「第9条第1項の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る)」。許可に関する事項とは確かに書いてあるけれども、許可の要件というのは基本的に法律で定まっているわけで、少なくとも法律で定まっている要件を超えて、計画というものの中で書くことはできませんね。

澤狩猟係長 できません。

安念委員 そうすると、いずれにせよ9条のカバレッジを越えることはできぬということですね。

澤狩猟係長 そうです。

安念委員 そうすると、9条3項2号だとおっしゃるんですか。

久保室長補佐 3項の4号です。

澤狩猟係長 9条の第3項です。3項には要件が4つあると思うんですけれども、それぞれが、許可基準の根拠になっているんです。法律には定性的に書いてありますので、具体的には、本来ならば鳥獣ごとに定めるべきなんです。例えばイノシシをとるときとイタチをとるときは全然違いますね。

安念委員 そうですね。

澤狩猟係長 そうであるから、そういう細かい事項については法3条に規定する基本指針の考え方に則して、第4条に定める鳥獣保護事業計画の中で、都道府県がそれぞれ許可に対する考え方、つまり、9条3項の要件に合致しているか否かを判断するための考え方を整理しなさいという仕組みにしているんです。

安念委員 ただ、そうではあっても、許可の要件は9条3項で決まっており、かつ、いずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならないわけだから、例えば狩猟免許を持っていないといけないうもし定めるとしても、結局それを持っていなければ捕獲等または採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるといえるかどうかということが、結局この条文で判断しなければならないんですね。

澤狩猟係長 そうですので、あくまでも基本指針の中では原則としてしか書いていないんです。本来であれば、原則としての中身の読み方を地域ごとの事情であるとか、鳥獣ごとの種の特性であるとかといったことに応じて、いろいろ考えていくべきですので、カラスの捕獲の際に、特にカラスを手取りする際について、例えば東京都であるとかについては狩猟免許を求めていたりしないんです。だから、それは鳥獣の狩猟と地域の実情に応じて、その読み方の裁量の部分は変えるべきだし、変えている実態があります。

安念委員 そんな裁量が都道府県知事にあるんだろうか。

澤狩猟係長 当然あります。

安念委員 どうしてですか。

澤狩猟係長 この法の枠組みの中で、申請を受けてその審査の基準を定める権限が都道府県知事にあるからです。

安念委員 それは権限があるということと、許可の要件を定めるのについて裁量があるということとは別の問題です。

澤狩猟係長 この裁量については、許可の要件を法律とは別に定めているわけではないんです。あくまでも法律の枠の範囲で鳥獣保護事業計画の中に書いてあるものであって、この法律の中でどういう考えに基づいて許可を出すかということが書いてあるにすぎないものです。だから、法律の枠を超えていないはずなんです。

安念委員 それがA県では狩猟免許が要ると決めているものもあり、B県では要らないというか要るとは決めていないというものもあるということですか。

澤狩猟係長 あるということなんです。

久保室長補佐 鳥獣ごとにです。

澤狩猟係長 鳥獣ごとに決める。

安念委員 鳥獣ごとに変わるというのはわからないでもないけれども、県によって変わっていい理由は何なんですか。

澤狩猟係長 地域によって若干違うのは、例えば農村地域におけるカラスをとるときは、恐らくほとんどが銃猟なんです。卵を1つずつとるなどということはないはずなんです。でも、都会では銃猟というのはあり得ないんです。ほとんどはわなか手取りのはずなんです。そうすると、安全性に関する観点が全く違いますから許可要件が違って当然なんです。だから、そういうところでその県ごとの、要するに地域ごとの差が出るというのは、この法律上も想定しているし、それはあり得るということなんです。

安念委員 なるほど。

久保室長補佐 狩猟免許ですと、先ほど要件を定めているのは、毎年違法に免許を持っていない人を見よう見まねでわなとか仕掛けて、結果として捕まっているだろうと思って安心して猪とか何かに近づいて、実はちゃんと捕獲されていなくて暴れて、牙で刺されて死亡するとかといった事案も結構多発しております。そういった事例を考えると、都道府県知事の方はちゃんとした知識、技術を持っている人が許可を受けて国に従事するという条件を定めているのがほとんどなんです。カラスは若干意味合いが違います。

米田主査 では、もっと微細な質問をさせていただいて、おっしゃることがわからないことはないんです。ただ、生活感覚でいきますとどうしても、例えば地方都市に住んでいて、東京、横浜のように事前に許可を得た方が周りにいないという地方都市に住んでいる人がカラスの巣を見つけるわけですね。今この卵をとらないと、みんなそれでカラスに生ごみや何かで荒らされるわけです。生活で被害を受けている方というのは、地方都市は日本中結構多いんです。

久保室長補佐 それは具体的にどこの地方都市といった条件ですか。

米田主査 どこでも多いではないですか。

久保室長補佐 困っているという実態は。

米田主査 でも、私、地方を年がら年中あちこち旅していますけれども、どこの地方都市でも結構カラスの被害は多いです。例えば岩手県に行ったら盛岡。

久保室長補佐 結構、農業被害とかですか。

米田主査 いや生活被害でもです。大都会でなくても、結構カラスがしょっちゅう出ている地方都市は多いです。そういうところは、まず少なからずあるということをお認めになりますね。

久保室長補佐 当然少なからずありますし、カラスの捕獲自体、年間30万羽捕らえています。

米田主査 私が言っているのは、カラスの被害があるけれども、そこに事前にカラスの捕獲の許可を得ている人がいないというところが多いですねということです。

吉野室長 ただ、地方に行けば、都会の人と違ってそういった野生動物に慣れ親しんでいる人が多いので、卵を産むまで、巣をつくり出したときに追っ払うというのが、それは巣ではないので、

一番手っ取り早いんです。いわゆる卵がいると許可が必要になるんです。卵がない状態の巣は巣でない。要するに、単なるわらのまとまりみたいなものなので、それは巣とみなさないんです。卵とかひながいるから許可が必要なんです。だから、巣をつくり出したら追っ払うというのが一番手っ取り早いんです。農村部とか地方都市にいる人というのは、そういう習性を御存じなので、基本的にはそんなに困っている人がいないと思いますし、またもしおられるならば、今回こういうやり方がありますというのは周知してもいいとは思っているんです。

今、言いましたとおり、そこに専門の業者がいないかもしれないけれども、そこは造園業者とか土木屋さんが少しやればとれるかもしれないので、そういったやり方がありますという周知をしましょうというのが私どもの答えなんです。

久保室長補佐 あともう一つは、とれる技術の方がいないというわけではなくて、例えばとれる技術も地方の猟友会員の方々、いわゆる狩猟者の団体は全国で農業被害とかに困っているときに市町村の行政とかで出動する狩猟免許を持っている技術者の集団の会なんですけれども、猟友会というのが各地方ごとにあるんです。現在、免許を持っているのが18万で、猟友会員は11万。市町村の鳥獣担当の方々には結構接点があるので、実は被害を受けた方々が、情報が遮断されていてそういった方々が身の回りにいらっしゃるといっているのを御存じないのかもしれないかもしれません。

米田主査 ただ、カラスの被害は、先ほど吉野室長もおっしゃったように、どちらかといえば町場ですね。山の中のカラスがそれほど悪さをするということは余りないと先ほどおっしゃいましたね。多分、私もそうだろうとっていて、そうすると、山の中の被害には結構狩猟の猟友会の方々は長けているかもしれないけれども、案外この町場というところでの生活被害というものについて、猟友会の方々が活躍なさるテリトリーとはやや異なるのではないかと思うんです。農作物被害のときに猟友会の方が活躍されることは私も存じ上げていますけれども、町場のカラスが生活ごみをあさって、皆が衛生上よくない思いをしたりするようなことに対しては、活躍する場所が若干違うのではないかと思うんです。

先ほど私が聞いていたのは、そういう許可を事前にとっている方のいらっしゃらない地方都市とか普通の町とかは結構多くて、そういうところの方がカラスの巣を見つけたときに駆除してくれと言っても、申請を出してくださいで、許可を取らないとやってはいけませんと言われたら、みんなは気をつけてとればとれるものであれば、すぐとればこんな被害がおさまるのではないかと思う気持ちは普通ですね。

久保室長補佐 ですから、そういったときに、ちゃんとこういった点について間違いなく被害を受けていて、とることがやむを得ないという状況であれば、事前に申請した人に対してちゃんとレクチャーした上でとってくださいとかといった面で許可を出すことはあるかもしれないんですけども、事後申請で全く知識もなしに先にとって、もうだからとりましたというような仕組みは、環境省としては同意し難いところがありますということを言っているところなんです。

米田主査 ただ、申請してから許可が出るまでが3か月ぐらいかかるようなものもある。

久保室長補佐 そんなことはないです。それは不作為です。

吉野室長 現時点では被害があつて3か月ほうっておいたら被害が拡大してしまうのではないで

すか。

米田主査 そうなんです。

吉野室長 ちゃんときっちり言わせてください。それはあり得ないと思います。あり得ないというか、あったとしてもそれはもうひどい。

米田主査 でも都道府県の許可というのは、県庁まで行かなければいけないんでしょう。

久保室長補佐 いや、市町村長さんにも、猪とかはあれなので、カラスも恐らく含まれておりますけれども、何らかの鳥獣について市町村長が有害捕獲許可権限を持っている市町村は、全体の9割にも上っています。ですから、市町村に出せば市町村長が許可を出すという仕組みにもなっています。

米田主査 予想されるその期間はどのぐらいなんですか。

澤狩獵係長 自治体によって違うんですけども、標準処理期間はそれぞれの地方自治体というか、許可権限者によって定めているはずなんです。環境省の場合だと、1か月と決めているんです。1か月以内に処理をする。それは標準処理期間なので、1か月かければいいのではなくて、当然のことながら、申請があったら特段の理由がない限り速やかに処理しなければいけないという大前提の下で1か月です。

久保室長補佐 ただ、環境省の場合は、申請が自然保護官に出て、自然保護官からそれを地方環境事務所の方に投げて、地方環境事務所の方で審査して、許可を受けた自然保護官が申請者へ出すというクッションがありますので、1か月というのを定めているだけで、これは市町村長が許可を出す場合は、当然1週間以内とかというのはやり方によってできるはずなんです。

澤狩獵係長 例えば私も許認可事務を現場でやっていましたけれども、申請から1か月かかるケースなどはほとんどないです。

米田主査 どのぐらいですか。

澤狩獵係長 それも案件によってさまざまです。

米田主査 許可というのは簡単に取れるものなんですか。

澤狩獵係長 ですから、結局要件に合致しているかどうかを審査するという話なんです。実際に被害があるのか。

米田主査 そのときの要件というのは、被害があるかないかということですか。

澤狩獵係長 今、申し上げたように、法律の言葉をそのまま借りれば、被害があるかないか、要するに捕獲の目的に合致しているかです。それをとることによる鳥獣の生息に影響があるかないか。最後、その行為によって周辺の住民に迷惑がかかるかかからないかの程度を判断するんです。

久保室長補佐 もう一つは捕獲の手法であるとか。

澤狩獵係長 その手法というのが、住民の安全や静穏の保持を維持できる手段かどうかというのを確認する。

安念委員 この9条3項のことをおっしゃっているわけでしょう。

米田主査 何の保持ですか。

久保室長補佐 要するに、そんなに難しい要件を定めているわけではないんです。捕まえること

で、その捕まえた鳥獣の種の保護に支障があるかないか、要はとり過ぎではないですかというのを確認するというのが1つ。とることによって、その鳥獣だけではなくて、ほかの生態系に影響を与えないかを確認すること。もう一つが、とる手段によっては危ないというケースがあるので、その捕獲の方法が妥当なのかどうかなのかというのを確認する。一番最初には、目的に合致しているかどうかを確認する。これをやるんです。

いろんな種のケースがありますけれども、カラスの場合だと被害の実態が本当にあるのかどうかを確認します。被害があるとわかれば、その方法が妥当かどうかを見て、手取りだったらしようがない。もう一つ見るのが、例えば時期を見て、今の時期にやるとかえって周りに被害が出ますというケースであれば、もう少し待った方がいいですというケースもあり得るし、場合によっては、もうこれはとるけれども、親の個体もとらないと多分だめですというケースは、親の個体についても指導したりとか、そういうことをやって最後、許可を出すというような流れになります。

米田主査 つかぬこととお伺いしますが、私はよく地方に行くんですけども、市町村役場の方は、日ごろいろんな仕事でお忙しくて、そういうことにお詳しい職員が結構そんなにおられるんですか。

澤狩猟係長 今、おっしゃったのは許可の手続についてですか。

米田主査 はい。

澤狩猟係長 私も行政の者なんですけれども、行政の人間として、どんなに忙しくても、手続は最低限速やかに処理するべき案件は一番最初にやるべきだと思います。

久保室長補佐 あと、通常、都道府県とかよく市町村の場合も、全然違う部署から鳥獣担当部署に来られる場合が結構多いので、各県年度当初にそういった方がいろんな基本法律の研修とかをやると聞いています。

吉野室長 どういう市町村でも、大体研修はするんです。4月に大体異動があるので、あらゆる部署が研修を始めるんです。毎年同じこと、大体3分の1ずつ変わるのが県でも市町村でも一緒なので、そのときに県で市町村の担当者、地方事務所も集めてやるとかというのは当たり前なんです。

米田主査 具体的には、普通の町でちょっとごみを荒らすようなカラスがいて、最近カラスが増えているなみたいな感じで、カラスの巣があるからとった方がいいと思って、市役所にその人が周りに巣をとってくれる業者もいないので、では自分が危ないけれども、少し気をつけてとるからというので許可を出したら、大体それで許可を得られるものなんですか。

澤狩猟係長 問題を整理しなければいけないと思うので、ここのハシブトガラスの生態のページを見ていただけますか。

ここに円グラフで書いていると思うんですが、カラスの特に都市部での苦情を整理したものです。カラスをごみを散らすからという苦情と、威嚇で襲われたからという苦情、怪我したカラスを助けてしまったんだけどどうしたらいいという問い合わせ、うるさいという苦情、駆除方法が知りたいという問い合わせ。主にこういうのがあるんですけども、ごみを散らすとかうるさいとか、駆除方法を知りたいも含めて、その問題というのは、特定のカラスが悪さをしている、あいつが悪いというケースの問題ではないんです。カラスが数多く群がっていて問題を起こしているというケ

ースなんです。これはほとんどの場合がごみがあるからとか、個体数自体が多いからということで、特定のカラスをとれば問題が解決するたぐいの問題ではないんです。

伝わっていますか。

米田主査 でも、だからこそ、卵を見つけたら駆除しておく方がよろしいのではないですか。

澤狩猟係長 そこなんです、カラスなどはそうなんですけれども、ある卵をちょっととったからといって、そのカラスが繁殖をやめるかということやめないんです。すぐまた産めるので、むやみやたらに、あそこに卵があるからとったら個体数が減るのではないかという簡単なものではまずないというのが大前提にあるんです。なので、その個体数が多過ぎて減らさなければならないというのは、1個ずつの卵をとるということでは全然解決しなくて、むしろ被害が拡大するおそれがあるから、それをやってはいけない。そういう手段ではなくて、個体数を減らすのであれば、わなを仕掛けるとか一斉に駆除をするとか、とにかく集団で、がさっととるということをしないとイケないんです。これがいわゆる計画的な個体数調整というものなんです。

この個体数調整の話と、今、襲われたからあいつを捕獲したいというたぐいの問題は全然別問題なんです。なので、その問題を切り離すと、最近カラスが増えたということと、あそこにもカラスの卵があるからっていいですかというのは、一緒に議論するのはやめた方がいいですという話になると思うんです。

米田主査 つまり、カラスの卵をとっても、カラスが減るとは限らない。

吉野室長 カラスに限らないです。今、カワウなどが増えていますがけれども、カワウも卵をとると結局卵をまた産むだけなんです。何をするかというと、偽卵に変えるというのがあつたんです。石こうで固めた卵状のものと置き換えてしまう。そうすると、卵があると思ってずっと抱いているから産まなくなるんです。それとか、ドライアイスをかけて卵を殺してしまうんです。殺した卵を抱いているから産まないんです。だから、とるとというのは普通しないんです。数を減らしたければ、卵を何とかする。物に置き換えるか、卵自体を殺すか。あとはもう個体を全部とってしまうかです。

澤狩猟係長 一番わかりやすい例は、鶏は毎日卵を産みます。あれはどうやっているかといったら、産んだらすぐとるんです。そうしたら産むんです。それと同じことがカラスでも起こってしまうんです。カラスだ、巣だ、卵だ、というだけで卵をとったら、また産んでしまう。

吉野室長 だから、ごみを散らす場合は、やはりごみの処理の仕方を変えた方が絶対いいんです。箱にちゃんと入れるとか、ネットをかぶせるとかです。カラスの数というのはなかなか難しいのではないですか。

澤狩猟係長 カラスが増えたという問題と、あの卵をとるという問題は、直で結び付けるとかえって問題が拡大したりするんで、その問題は切り離さなければいけない。

安念委員 その場合に、おっしゃることは私もそうだと思うんだけど、個体数調整の方法として有効ではない方法である。

吉野室長 卵をとるということですね。

安念委員 卵をとる方法がどうかはともかくとして、ほかにも個体数調整という点では有効でない方法が具体的場合にもあり得ると思うんですけれども、そうであるからといって許可を拒否でき

るといふことになりますか。

澤狩猟係長 申請が上がってきたら拒否ができるかどうかということですか。

安念委員 そうです。有効な方法でないということを理由として許可を拒否できるものなんですか。

久保室長補佐 それではない。被害の実態があれば、許可をしなければならないという条文ですから。

安念委員 そうなっているでしょう。

久保室長補佐 はい。

澤狩猟係長 ただ、捕獲の方法が妥当でないケースがあると思います。

安念委員 捕獲の方法が妥当かどうかは、例えば個体数調整が目的であるならば、その目的に照らして妥当かどうかを判断して、拒否をできるということになりますか。

澤狩猟係長 一応、不適切な方法なら拒否はできます。ただ、拒否ができるというのは法律上の話なので、例えば実際の場合ではそういう拒否の仕方はなくて、別の方法をアドバイスすることになる。

安念委員 それはそうでしょう。それは私だって窓口の人間ならばそうする。

米田主査 事務局、何かありませんか。

事務局 済みません、事務局から恐縮ですけれども、1点教えていただければと思います。いただいたペーパーの中で「3. 環境省の対応方針」ということで記述をいただいているんですけども、この中の捕獲申請・許可に係る手続等について必要な助言を行うということなんですけども、この内容としては、我々としては例えば手続の簡素化で緊急を要するような場合には、書類を少し簡素化してあげるとか、標準処理期間についてできるだけ弾力的に対応してほしいとかという助言のイメージのことですか。

久保室長補佐 そうです。先進的な事例を紹介して、こういった広角的で成果を上げているので、カラスの被害に困っている自治体はこういったものを参考に体制を整備してもらおうとか、表現ぶりは難しいですが、例えば許可まで長いというような自治体も、勿論あると聞いているので、極力許可までの期間は迅速な許可を行うようにという。

澤狩猟係長 申請があったら速やかに処理するというのもう当然の話です。

安念委員 この場合の許可は、法人でもいいんですか。

澤狩猟係長 法人は許可できる対象を、環境省告示で限定しているんです。

久保室長補佐 法人は公共団体と、いわゆる農協でありますとか、森林組合でありますとか、そういう法人に限定しております。一般の民間会社とかは対象となりません。

安念委員 例えば猟友会というのがあって、猟友会はどういう法的なステータスなのか分からないのだけれども、仮に権利能力なき社団として、そういうところには許可を出しておられないんですか。

久保室長補佐 個人です。

安念委員 個人には出すけれども、そうすると、そういうパブリックな団体以外には出してはお

られないのが実務としてはそうなんです。

久保室長補佐 はい。

安念委員 それはどこで読むことになるんですか。

澤狩獵係長 9条の第8項。

安念委員 これはしかし許可を出すかどうかの問題ではなくて、代理との許可を受けた者のうちというわけです。

澤狩獵係長 この条文の読み方は、第9条の第1項では、個人なのか団体なのかは記載されていないんですが、9条8項では、この者のうち、環境省告示で定める法人は、従事者を置くことができるとしています。例えば、地方公共団体のどこそこ市長という個人が地方公共団体の法人として許可を得れば、その下に従事者を付けることができるという規定なんです。だから、何々市町村長という名前で許可を出せば、その下に例えば獵友会の会員を従事者として付けるとか、それぞれの個人を付けるということが法律上できるというものです。

久保室長補佐 従事する人が技術を持っているかどうかまで判断して許可を出すということなんです。

澤狩獵係長 個人に対する許可も、法人に対する許可も、法律上は同じようなことをやっているんです。

安念委員 そういう意味か。なるほど。そうすると、その従事者というのは、個人が申請してきても許可を得られるくらいのスキルというか、そういうものがなければいけないというのは多分原則になるんですね。

澤狩獵係長 基本的にはそうなっています。

安念委員 そうしたら、法人で許可を受けても勿論それは法人に何らかの意味で所属していればだれがやってもいいというわけではなくて、その従事者という人が事実行為としての駆除等ができるという仕組みですか。

澤狩獵係長 そのとおりです。

久保室長補佐 申請は当然被害を受けている者が出すべきもの。被害を受けた者から依頼を受けた者が申請という形。

安念委員 その点はわかりました。ただ、根本に立ち返ると、事後報告でいかぬというのはいいことなんだろうな。確かにそれは事前のいろんなチェックができないというのはそのとおりなんだけれどもね。

久保室長補佐 事後報告は許可行為ではないですから、事後報告ということ、今、運用をすぐにするということ自体は難しい。

安念委員 そういうことは無理だということですか。

久保室長補佐 法律違反ということになります。

安念委員 一種の立法論として更地に立って考えるとどうなんです。それはおっしゃるとおり、今の警察許可のスキームの中で、事後報告で許可とみなすのはできないのは当然だと思うんですが、立法論として考えるとどうなんでしょう。少なくともけがをするかどうかというのは許可の条件に

も現行法でも直接には入っていない。あととり過ぎるといけないというのを事前にチェックしなければいけないということなのか、そうすると現在の許可制度の下でも、とり過ぎに対する防護措置みたいなものはあるんですか。

久保室長補佐 とりすぎとか、もしかしたら、事後報告といいながら、安易なこと、例えばいわゆる実は殺すのが好きで殺傷を行い、結果として被害を受けたのでとりましたという届出があると、それがあくまで合法的な措置になってしまうとかということですか。

澤狩猟係長 恐らく、事後報告制度が一番なじまない最大の欠点としては、ただとって飼育するというのも捕獲行為には入っているんですけども、問題になる鳥獣の捕獲というのは、要するに殺傷なんです。その殺傷という行為は不可逆なんです。一旦やっちゃって、それが不適切だったというのがわかったときに、原状復帰が不可能なんです。そうすると、事前に許可申請していただかないと、後で問題が起こって、ではあなたが殺したのを戻してください、生き返らせてくださいというのは絶対無理な指導なので、これはもうどうしてもその鳥獣の捕獲という大きな枠の中では、事前の申請制度をとらないとなじまないというのがある。

安念委員 ただ、個別のケースに合わすと、それは役人がいちいち横に付いていて見ているわけにもいかないから無益な殺生を許可を受けてもやるかもしれません。こればかりは何ともいえない。おっしゃることの趣旨は一般論としてはわかります。

事務局 済みません、もう一つ。駆除自体は先ほどおっしゃった猟友会の方とおっしゃっていたんですけども、その業者の例えば資格の許可みたいなのは大体どれぐらいかかるものですか。電話で何個か聞いている中で、なじみの業者さんをお願いをしたいんだというお問い合わせも住民の方からあるというような話を自治体の方はされていたので、そのところがそういった取得の許可を持っていないとすぐにはできないということなのかと思ったものですか、その辺りはどれぐらいかかるものなんでしょうか。

先ほど、カラスの駆除事態は1か月というお話を伺ったんです。

久保室長補佐 許可というのは基本的に、狩猟免許というのは狩猟期が始まるまで年に数回県内でやるというのはありますけれども、例えばここで東京都さんみたいに手取りが中心でありますと、免許を持っていなくても知識を持っている人には許可を出している。多分、この造園業者などいろんな講習会とかを開いてカラスなどの基礎知識とかを従事する人に対して研修をやって、その研修を受けた人に対して、その人がいる会社に対して許可を出していると思うので、そこはどれぐらいというのはないと思います。自治体の判断だと思います。あくまで取得しますという許可を取っているだけであって、そこは狩猟の許可とかを持っているわけではないということです。

事務局 そうということが前提であると認めているとなるんですか。

久保室長補佐 手取りが前提ということになればです。

安念委員 そうするようになりますね。銃を使うならば許可を取らなければならない。銃刀法もあるし、なかなかあそこは厳重なところですよ。

事務局 業者でやろうと個人でやろうと、そういった意味だと1か月とかあれば、許可が下りればできますという仕組みにはなっていますということですね。

安念委員 事前か事後かというのは、法的なカテゴリーとしては非常にクリアーに分かれるように見えても、実質は運用のよるところによっては、事後報告を求める側の考えているメリットというのも、それなりに達成できることがありますね。審査を迅速にさせていただくとか、講習会も教材を整えて簡単に割に会得できるようにさせていただくとかということをするれば、事後報告で達成しようとしていた目的のかなりの部分は達成できるということだと私も思うんです。

これは事後、事前は一種の法的なカテゴリーの争いで、そのこと自体が決定的に重要かといえば、また別の見方もあろうと思います。どうなんでしょうか、いろいろ地方からも声は上がってはいるようだから、それぞれの地方の実態に合わせつつも、事後報告制というものを唱える場合のメリットをこの警察許可の枠内でできるだけ自主的に達成できるような仕組みを考えていただくという知恵を絞っていくというのが、ある種の現実的なアプローチになるのかなという気がします。環境省さんとしては、こういうやり方がありますという仕組みを教えるということですね。

久保室長補佐 例えば実際、環境省としては自治体担当者のためのカラス対策マニュアルとかといったものを配付して、いろんな対策がある。

安念委員 それは御省でおつくりになったんですか。

久保室長補佐 そうです。

吉野室長 この手のマニュアルはいっぱいあると思います。

安念委員 動物ごとにですね。

吉野室長 はい。

安念委員 それはそうですね。カラスはそれでも、今のところ農作物そのものに甚大な影響を与えるわけではないから、猪とか鹿などでしたら大変ですね。

吉野室長 今、ニホンジカが問題になっております。

安念委員 ニホンジカもえらい増えてしまって、私は郷里が北海道なんだけれども、増えてしまってひどいです。

吉野室長 今は大きな柵を張って、群れごと生け捕るようなわなを北海道でやり始めているんです。それでやると生け捕ってとれるので、ジビエにそのまま利用できるんです。肉がフランス料理に持っていける。やはり山の中で殺すと重いので、持っていくのが大変なので。

安念委員 腹を打つと血のにおいが出てだめだといいますね。難しい。

久保室長補佐 最近、生息域が広がっていますので、今いる鹿の数を増やさない、横ばいにするためには、今いる頭数の半分をとらないと横ばいにならない。減らすためには3分の2をとらないと減っていかないというような現状なんです。実態問題、とても実現できる数ではない。

安念委員 そんなに銃を使える人がいるわけでもないですから、現実のガンマンとしてはね。

米田主査 それにしても、カラスの害というのは、非常に一般の人々の生活実感とずれがある。

安念委員 すごく気になるんだ。

米田主査 すごい不合理と思いますので、知恵を絞る、周知をするというところで、いろいろ御協力をいただいて、また今日のヒアリングを基に、事務局の方でいろいろ案文もつくらせていただいて、また御相談させていただきたいと思います。

事務局 質問事項として配付をさせていただいておりましたが、有害鳥獣の許可制度の方については、特には御意見ありませんか。

久保室長補佐 これは基本的には前回の通知のとき、中の表現ぶりについては不適切というか正しい表現ぶりではないところがありましたので、そこはまた各省庁に協議いただいたときに、より適切な表現ぶりとかの意見を出させていただければと思います。基本的には対応としては問題ない。

事務局 御了解いただいているという理解でよろしいですか。

吉野室長 それぐらいは今度の表現ぶりと合わせていきたいという意見がありました。

米田主査 今日はいろいろとお世話になりました。